

広島県の品質確保に向けた取り組みについて

広島県土木局技術企画課
技術管理担当監 玉井 武

目 次

1. 広島県の建設業を取り巻く状況
2. 広島県の品質確保への取り組み
3. 総合評価落札方式について
4. 低入札価格調査制度について

平成24年度 公共工事品質確保技術者更新講習

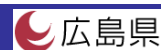
広島県の品質確保に向けた 取り組みについて

平成24年11月 2日



広島県 土木局 技術企画課
技術管理担当監 玉井 武

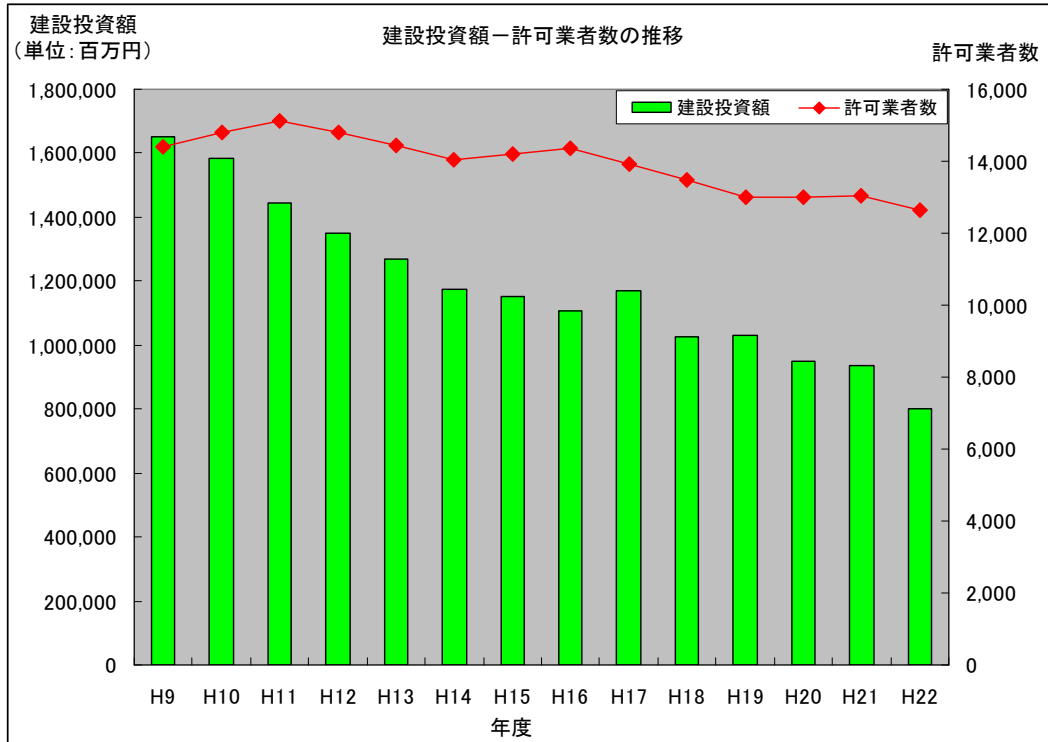
目 次



- 1 広島県の建設業を取り巻く状況
- 2 広島県の品質確保への取り組み
- 3 総合評価落札方式について
- 4 低入札価格調査制度について

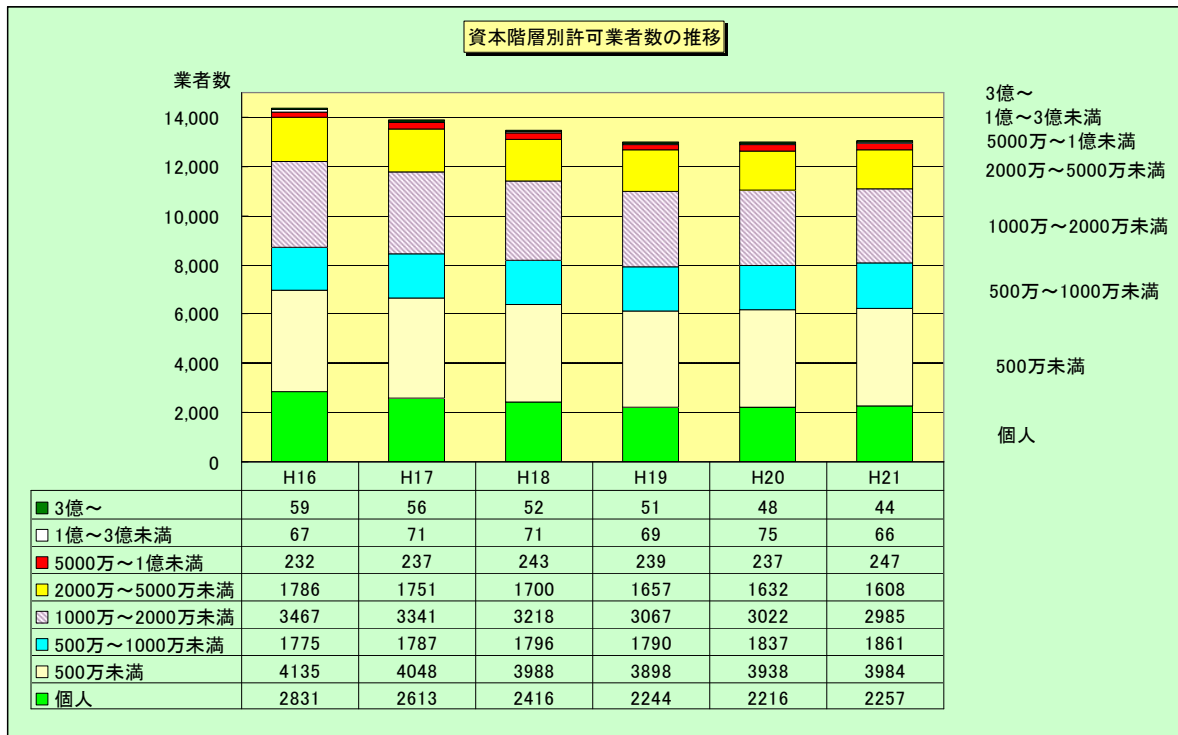
1 広島県の建設業を取り巻く状況（1）

- ・ 広島県内の建設投資額は、平成9年に比べ半減。
- ・ 一方、建設業の許可業者数の減少は緩やか。（平成11年に比べ約17%減少）
- ・ 建設業は、**過剰供給状態**となっています。



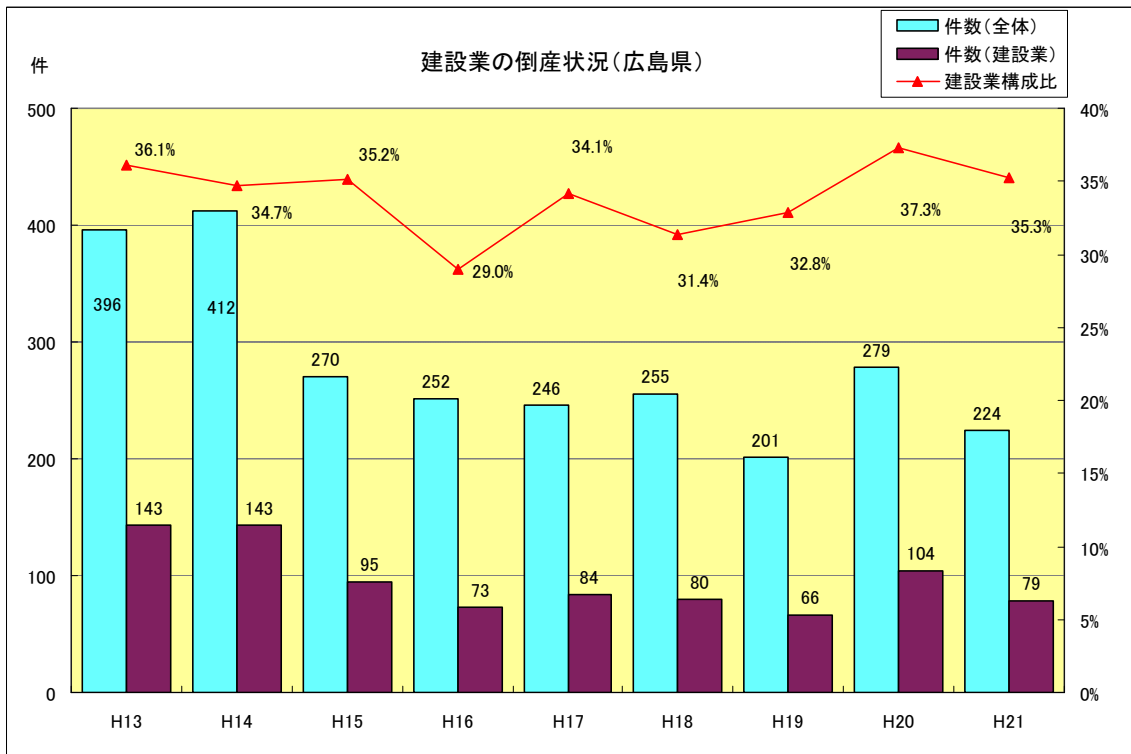
1 広島県の建設業を取り巻く状況（2）

- ・ 許可業者の大部分が、資本金2,000万円未満の企業となっています
- ・ その内、個人又は、資本金500万円未満の企業が、約半数を占めています。



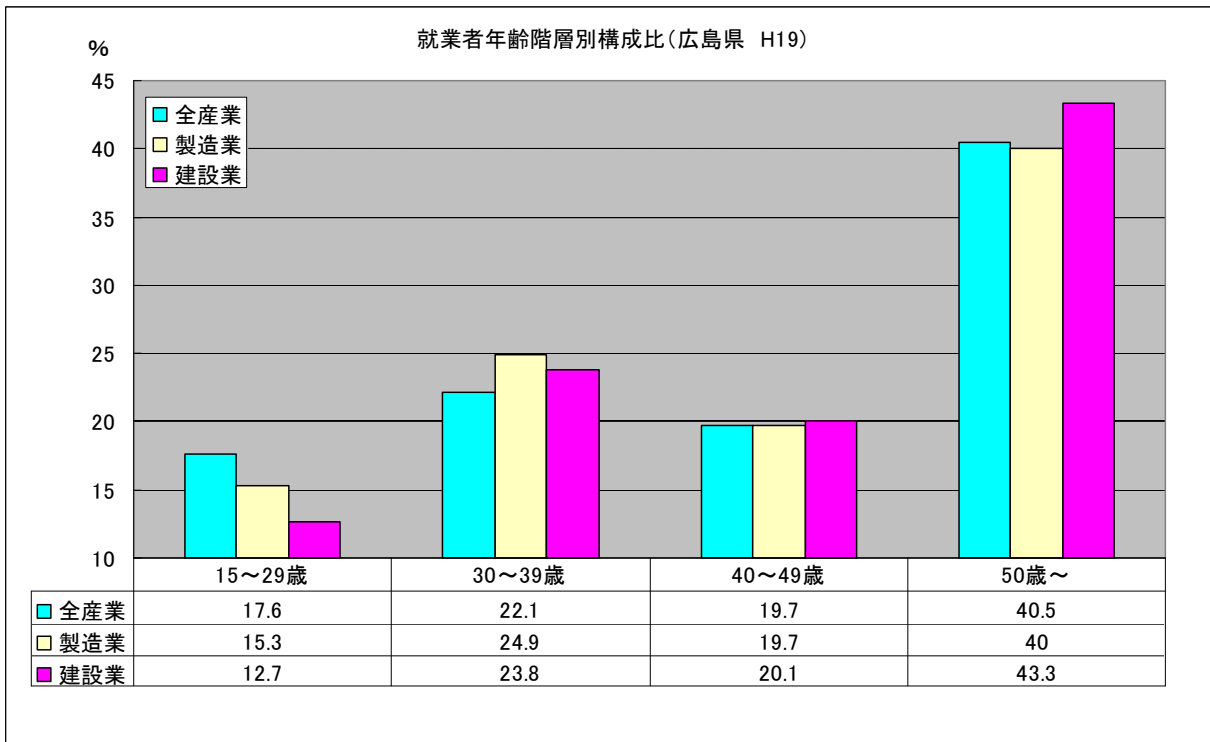
1 広島県の建設業を取り巻く状況（3）

・ 県内の倒産件数に占める建設業の割合は、依然として高い水準で推移しています。



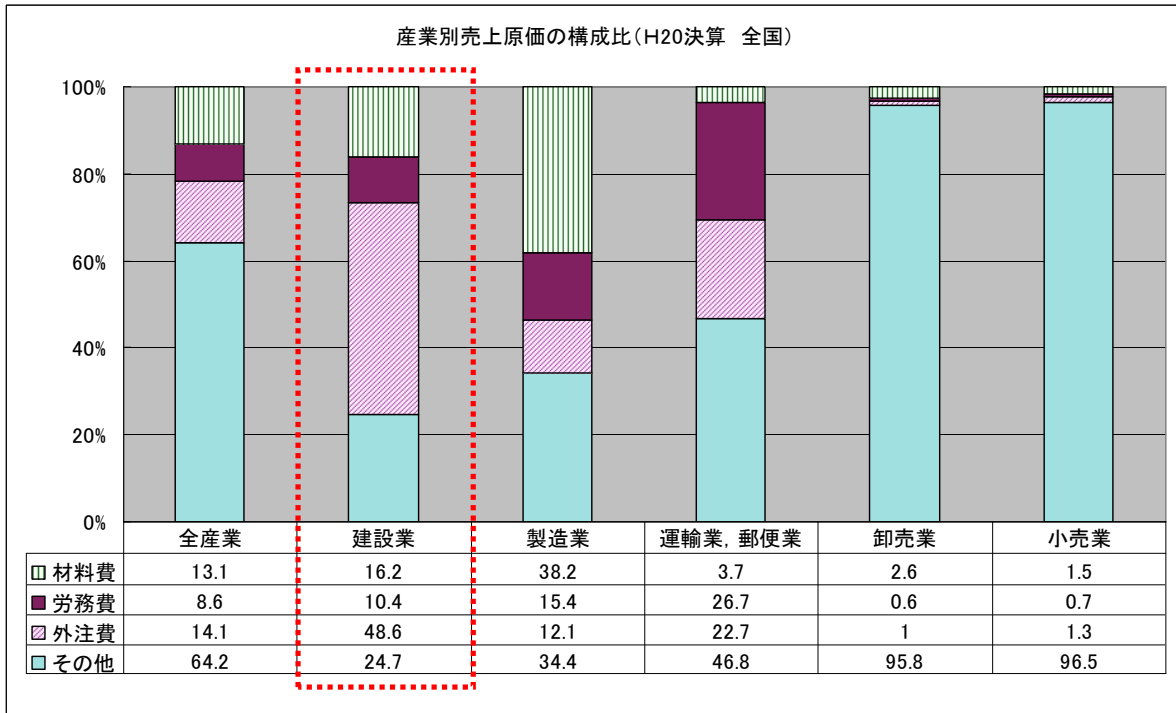
1 広島県の建設業を取り巻く状況（4）

・ 建設業は、他の製造業等と比べて、15歳～29歳未満の年齢層の就業者の割合が低く、50歳以上の年齢層の就業者の割合が高くなっています。



1 広島県の建設業を取り巻く状況（5）

- ・ 建設業は、他産業に比べ外注費の割合が非常に高いことが分かります。
- ・ つまり重層下請け構造となっていることがわかります。



6

2 広島県の品質確保に向けた取り組み（1）

- ・ 公共投資の減少による価格競争の激化は、受注目的の低価格入札を増加させ、適切な技術的能力を持たない業者による不良工事の発生、下請や労働者へのしわ寄せによる公共工事の品質低下を招くこととなります。
- ・ こうした状況に対応するため、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)が施行されました。
- ・ 発注者は、品確法に即して技術的能力を有する者により公共工事を施工する環境を主体的に整備するとともに、**価格と品質が総合的に優れた調達を行うことが求められること**となります。

【品確法のねらい】

- ・ **バリュー・フォー・マネーの実現**
(一定のコストに対し最も価値の高いものを調達)
- ・ **ダンピングの防止, 不良・不適格業者の排除**
- ・ **談合が行われにくい環境整備**

7

適正な施工の確保

- ◆ 監督・検査業務等の充実・強化（重点監督の実施，施工体制等立入点検など）
- ◆ **最低制限価格制度や低入札価格調査制度の導入（適宜見直し）**
- ◆ 低入札価格調査に係る完成後調査の実施（工事，業務）
- ◆ 低価格入札によるダンピング受注への対策強化
- ◆ 重層下請の防止

技術力・競争力の高い企業による競争

- ◆ **建設工事に係る総合評価方式の本格実施（平成17年年度試行開始）**
- ◆ 測量・建設コンサルタント等業務に係る総合評価方式の試行開始（平成22年度）
- ◆ 工事成績条件付一般競争入札の試行拡大（平成24年度入札参加要件の見直し）
- ◆ 優良建設工事の表彰制度の創設（業者・技術者）

不良・不適格業者の排除

- ◆ 指名除外基準の見直し
- ◆ 暴力団排除の徹底

透明性の確保

- ◆ 予定価格，入札結果及び工事成績評定等の公表
- ◆ 総合評価方式における審査結果の公表

8

- ・ 平成17年度から試行を開始し，平成23年度から本格実施。
- ・ 過去7年間で470件以上実施。（試行により実施した工事を含む）

実施経緯

- 平成17年度 試行開始
～
平成21年度 試行継続
平成22年度 請負対象設計金額8,000万円以上について重点的に実施
平成23年度 請負対象設計金額1億円以上について**本格実施**
8,000万円から1億円未満は工事内容により実施
8,000万円未満は工事内容により地域実績評価型を試行
平成24年度 請負対象設計金額8,000万円以上の工事について原則実施

改正経緯

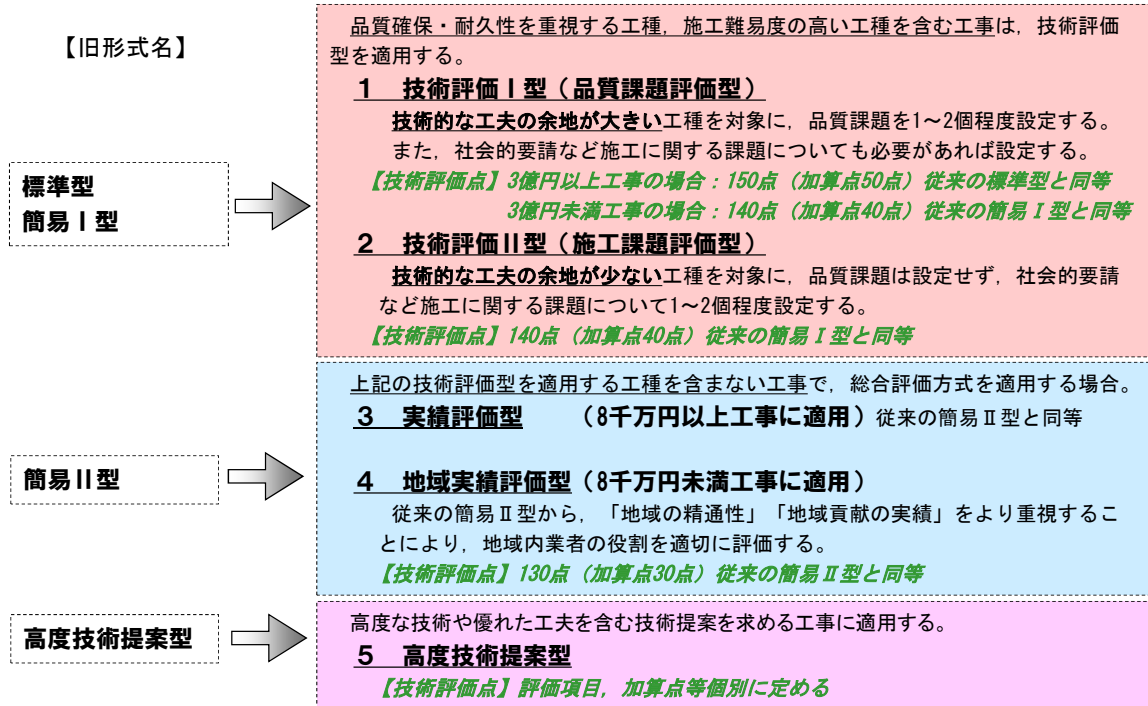
- 平成17年度 簡易型を導入
平成18年度 標準型を試行
平成19年度 簡易Ⅱ型を導入 評価項目・加算点を見直し
（簡易型10～20→20～40点，標準型10～30→30～50点）
平成20年度 評価項目等・加算点を見直し（簡易Ⅱ型30点，簡易Ⅰ型40点，標準型50点で運用）
平成21年度 評価項目等の見直し
平成22年度 評価項目等の見直し
平成23年度 本格実施に伴い，**型式名称，評価項目等の見直し**
平成24年度 評価項目等の見直し

9

3 総合評価落札方式について（2）

- ・ 適用する型式については、発注する工事の主たる工種により選定。

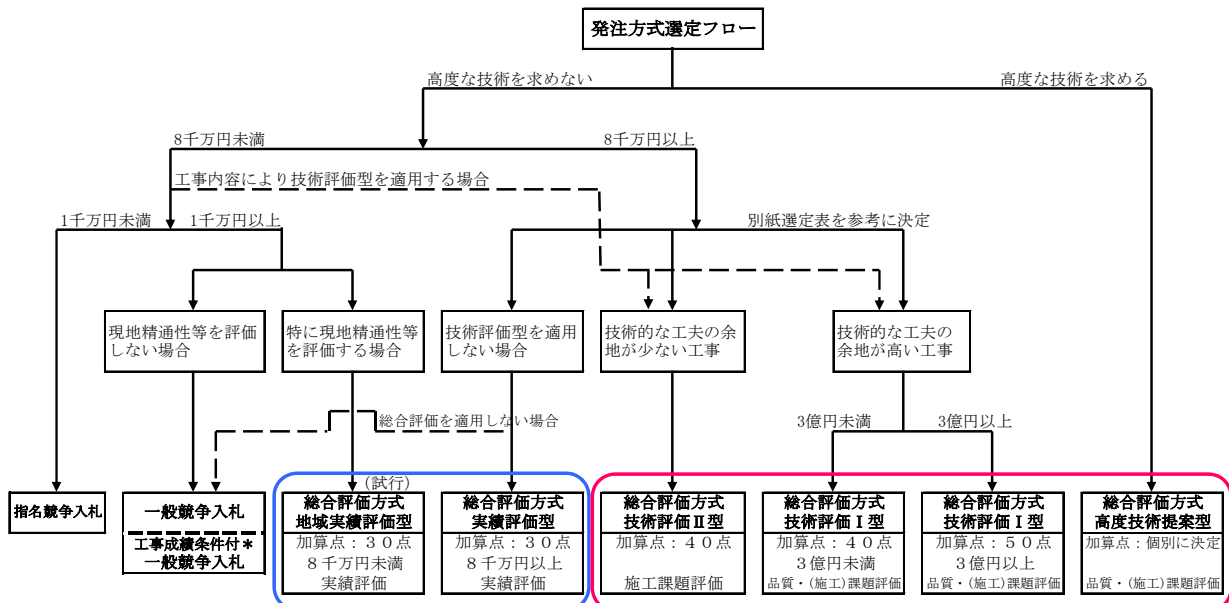
型式の種類



10

3 総合評価落札方式について（3）

型式選定の考え方



注：各型式の選定フローは、標準的なものを示しており、対象金額未満の場合であっても、工事内容により他の型式を適用する場合があります。

注：建築物・設備に係る工事を除く。

注：WTO案件を含むJV工事の型式・評価方法は別途決定する。

*注：工事成績条件付一般競争入札は1千万円以上5千万円未満の土木一式工事から選定する。

11

3 総合評価落札方式について（4）

- ・ 価格と品質で総合的に優れた調達を更に進めるため、平成24年6月に以下に示すとおり評価項目等の見直しを行いました。
- ・ **技術**を評価する**技術評価型**と、**地域貢献等の実績**を評価する**実績評価型**の大きく2種類の型式に区分しています。

評価項目等の見直し(平成24年6月)

- **技術評価型の地域貢献の見直し**
技術評価型について、企業の技術力を適切に評価するため、**地域貢献に係る実績の評価を廃止**し、品質・施工に関する提案を重視する評価方式に変更
- **企業の工事成績評定点の評価の見直し**
過去3年間(平成21年4月1日から公告日の前日)の当該工事と同じ業種の**広島県関係及び中国地方整備局の工事成績評定点**、上位5件の平均点を評価
- **優良建設工事及び優秀な技術者の評価**
「**優良建設工事の表彰制度**」及び「**優秀な技術者の表彰制度**」の対象となった企業・技術者の評価点を1点加算
- **粗雑工事等に対する減点**
過去1年間(平成23年4月1日から平成24年3月31日)に、建設業者等指名除外要綱別表1, 6(1), 6(2), 8(1)及び8(3)に該当する指名除外措置期間中であつた業者について、評価点を減点(-1点)
- **その他**
 - ・ **ISO9001及びISO14001**の評価の廃止
 - ・ 地域実績評価型の地域貢献実績に**過去5年間の災害復旧工事の受注実績**を新たに追加

12

3 総合評価落札方式について（5）

評価項目

	地域実績評価型	実績評価型	技術評価II型	技術評価I型 (3億円未満)	技術評価I型 (3億円以上)
(1) 技術構築			11.0~17.0	11.0~21.0	19.0~33.0
① 実施方針			3.0	3.0	3.0
② 品質に関する課題			(4.0) 8.0	(4.0) 8.0	(8.0) 16.0
③ 施工に関する課題			△3.0	△3.0	△3.0
④ 工期設定の適切性<選択>			△3.0	△3.0	△3.0
⑤ 施工計画の実施手順の妥当性<選択>			△3.0	△3.0	△3.0
(2) 企業の施工能力	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0
① 過去15年間の同種・同規模工事の施工実績	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
② 過去3年間の工事成績5件の平均点 (県等又は中国地整発注工事に限る)	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
③ 当該業種における過去2年間の優良建設工事施工業者又は優良建設工事の表彰に該当	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
(3) 配置予定技術者の能力	9.0~10.0	8.0~9.0	8.0~9.0	8.0~9.0	8.0~9.0
① 主任(監理)技術者の保有する資格	1.0				
② 主任(監理)技術者の保有する専門資格<選択>	△1.0	△1.0	△1.0	△1.0	△1.0
③ 過去5年間の工事成績3件の平均点 (県等又は中国地整発注工事に限る)	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
④ 過去15年間の主任(監理)技術者の同種・同規模工事の施工経験の有無	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
⑤ 施工経験工事の従事役職	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑥ 継続教育(CPD)の取組み	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑦ 主任(監理)技術者が当該業種における過去1年間の優秀な技術者の表彰に該当	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
(4) 地域の精通性	4.0	1.0	1.0	1.0	1.0
① 地域内における本店の有無	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
② 過去3年間の地域内における同種・同規模工事の施工実績	2.0				
(5) 地域貢献の実績 (「地域実績評価型」では発注事務所管内での実績に限定)	4.0~10.0	2.0~4.0	-	-	
① 過去1年間の「広島県公共土木災害支援制度」に基づく活動実績の有無 (土木一式のみ)	△2.0	△1.0	-	-	-
② 過去5年間のボランティア活動の実績の有無 (ロード、ガリバー制度認定)	2.0	1.0	-	-	-
③ 過去5年間の路線管理等業務委託の受注実績の有無 (土木一式のみ) ※方瀬川開閉、市町への特例条例修繕路線の発注業務も対象とする	△2.0	△1.0	-	-	-
④ 過去5年間の除雪等業務委託の受注実績の有無 ※市町への特例条例修繕路線の発注業務も対象とする	2.0	1.0	-	-	-
⑤ 過去5年間の災害復旧工事の受注実績の有無 (土木一式のみ)	△2.0				
(6) 指名除外の状況	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
① 過去1年間における指名除外措置の有無	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
合計	26.0~33.0	20.0~23.0	29.0~36.0	29.0~40.0	37.0~62.0
配点(換算値)	30点換算	30点換算	40点換算	40点換算	50点換算

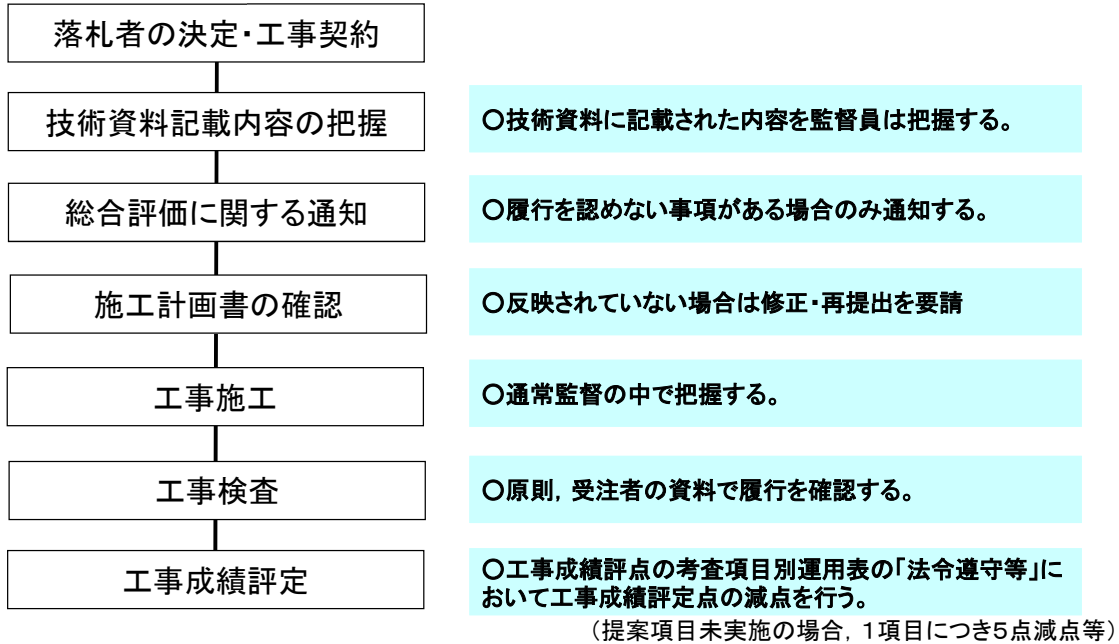
※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあつた場合は変更となる場合があります。
※()は(1)②、(3)において課題が2つ以上ある場合の配点。
※△は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合があります。
※WTO案件を含むJV工事の型式・評価項目等は別途決定する。

13

3 総合評価落札方式について（6）

- ・ 監督・検査にあたっては、受注者が提出した技術資料の内容の履行状況について確認します。
- ・ 受注者の責めにより、契約時における価格以外のその他の要素に係る評価の内容が満足できなかった場合、工事成績評定点の減点を行います。

評価内容の担保等

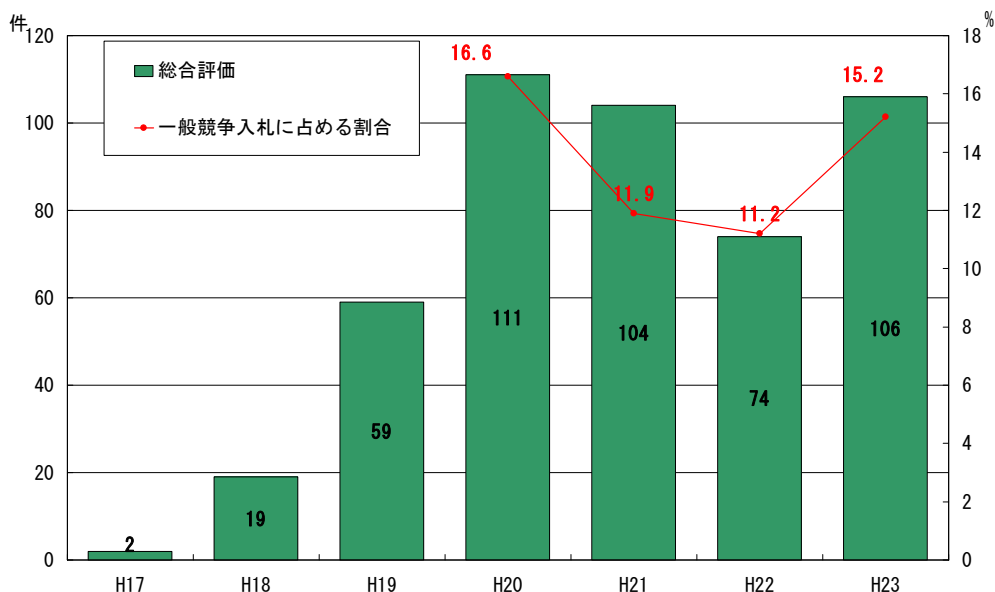


3 総合評価落札方式について（7）

- ・ 平成17年度から試行を開始し、平成23年度から1億円以上の工事について本格実施。
- ・ 平成23年度に土木局関係分の発注は全体で962件、そのうち、総合評価落札方式を採用したのは106件で、その割合は約15%となっています。

実施状況(件数)

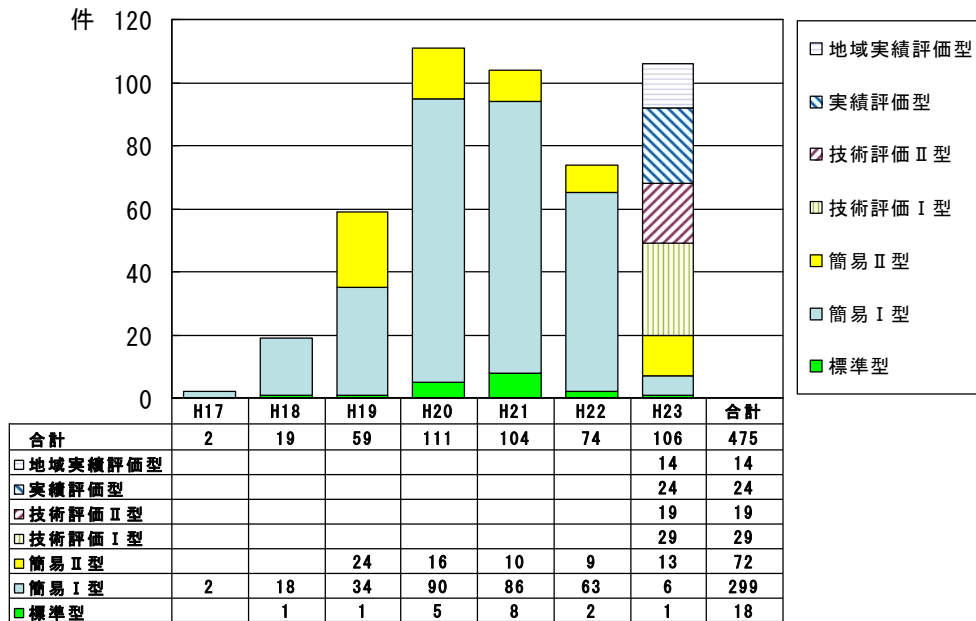
※旧土木局・旧都市局発注工事



3 総合評価落札方式について（8）

- 平成23年度に型式名称及び内容について改正。

型式別実施状況(平成17~23年度)

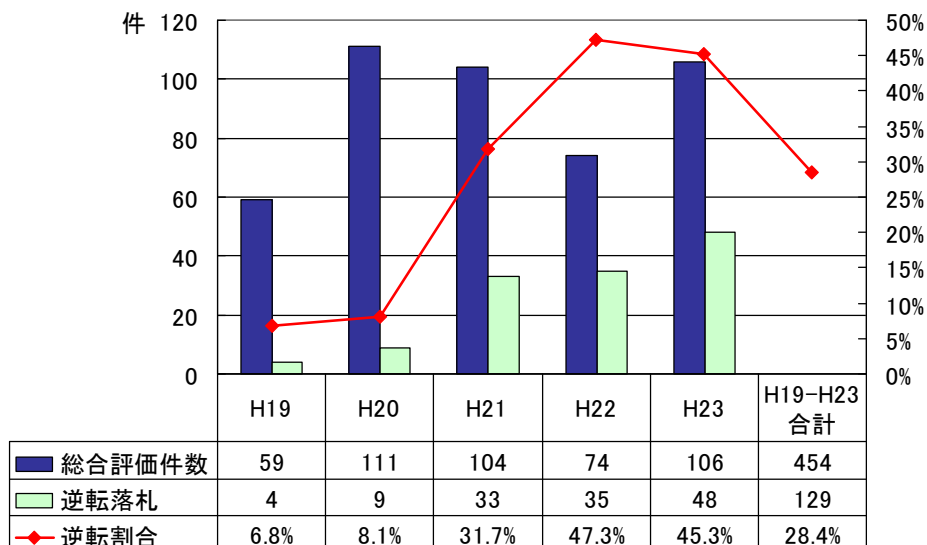


3 総合評価落札方式について（9）

- 平成23年度に総合評価方式を採用した工事は、土木局関係分で**106件の実施**となっており、このうち、最低価格で応札した者以外の者と契約した件数は**48件(約45%)**で、約半数の工事で術評価点により逆転落札となっていることが分かります。

逆転落札状況(件数)

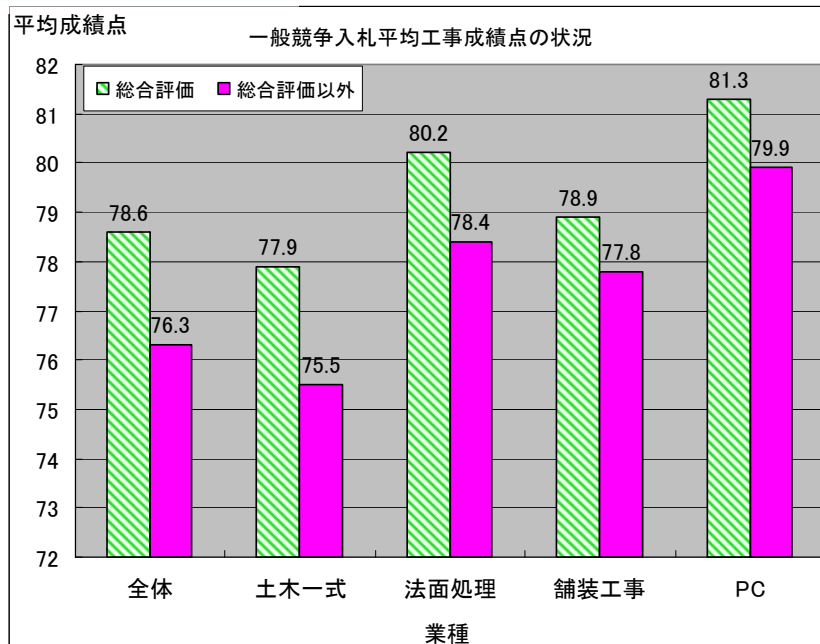
※旧土木局・旧都市局発注工事



3 総合評価落札方式について（10）

- ・ 総合評価方式を採用した工事の方が、平均工事成績点が高くなっています。（その傾向は、業種別においても同様）
- ・ 総合評価方式を導入することにより工事品質が向上しているものと考えられます。

○ 実施効果【平均工事成績点】



※平成20年4月以降契約分～平成24年7月29日現在までに検査済のもの

4 低入札価格調査制度等について（1）

- ・ 県発注工事における適正な競争と工事品質を確保する観点から、平成24年6月に見直しを行いました。
- ・ 低入札価格調査制度の対象金額を8,000万円から5,000万円に拡大しています。

○ 適用対象

最低制限価格制度	低入札価格調査制度
請負対象設計金額 5,000万円 未満の工事に係る競争入札	請負対象設計金額 5,000万円 以上の工事に係る競争入札

○ 判断基準等

最低制限価格(円)

$$= (\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.90 + \text{現場管理費} \times 0.60 + \text{一般管理費等} \times 0.30) \times 1.05$$

調査基準価格(円)

$$= (\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.90 + \text{現場管理費} \times 0.80 + \text{一般管理費等} \times 0.30) \times 1.05$$

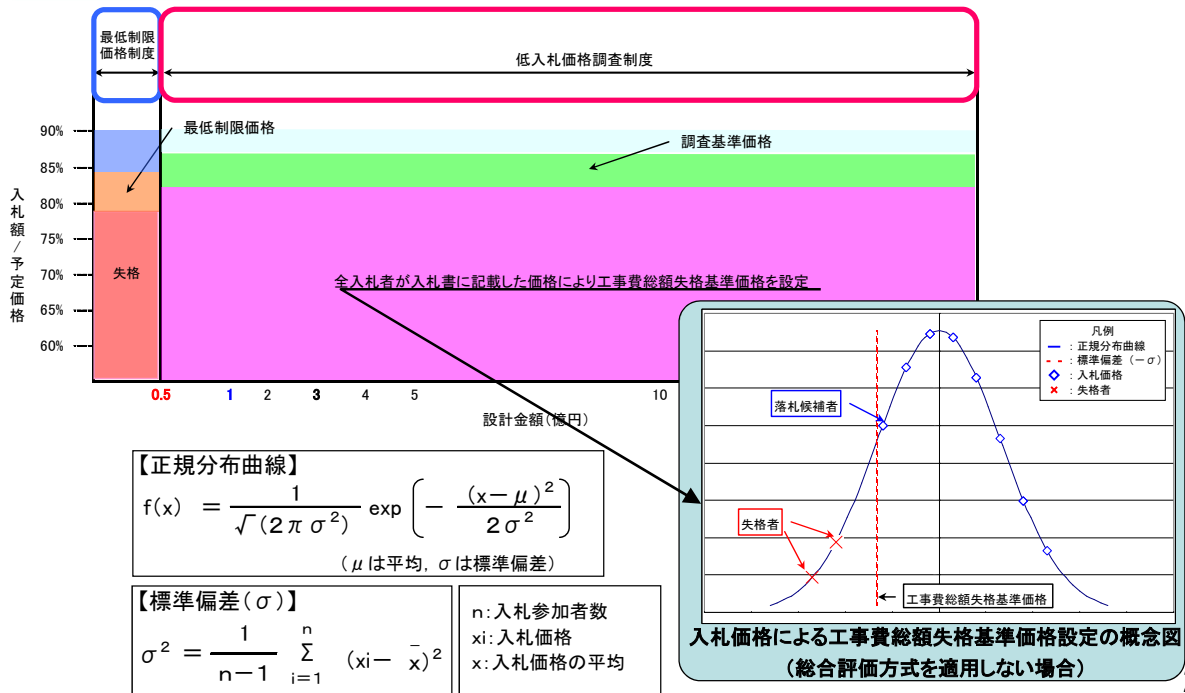
工事費総額失格基準価格(円)

- ・ 全入札参加者が入札書に記載した価格を基に算出
- ・ 入札参加者の入札価格が正規分布になると仮定し算出した標準偏差(σ)の値を用いて設定
- ・ ただし、入札参加者が5者未満となった場合には、全入札価格の平均の95%

4 低入札価格調査制度等について（2）

- ・ 工事費総額失格基準価格は、入札参加者の入札価格が正規分布になると仮定し算出した標準偏差（ $-\sigma$ ）の値を用いて設定しています。

○ 適用対象（イメージ）



20

4 低入札価格調査制度等について（3）

- ・ 低価格入札者は、提出期限までに以下に定める資料及びその添付資料を提出しなければなりません。

○ 調査内容（提出資料）

- (1) 低入札価格調査資料等提出書(様式2)
- (2) 当該価格で入札した理由(様式3)
- (3) 積算内訳書・内訳書に対する明細書(様式4・4の1)
- (4) 施工体制台帳・施工体系図(様式5・6)
- (5) 手持ち工事の状況(様式7・7の1)
- (6) 配置予定技術者等名簿(様式8)
- (7) 契約対象工事箇所と低価格入札者の事務所、倉庫等との関連(様式9)
- (8) 手持ち資材の状況(様式10)
- (9) 資材購入先一覧(様式11)
- (10) 手持ち機械の状況(様式12)
- (11) 労務者の確保計画・工種別労務者配置計画(様式13・14)
- (12) 過去に施工した公共工事名及び発注者(様式15)
- (13) 建設副産物の搬出地(様式16)
- (14) その他工事の特殊性等により必要と認められる事項

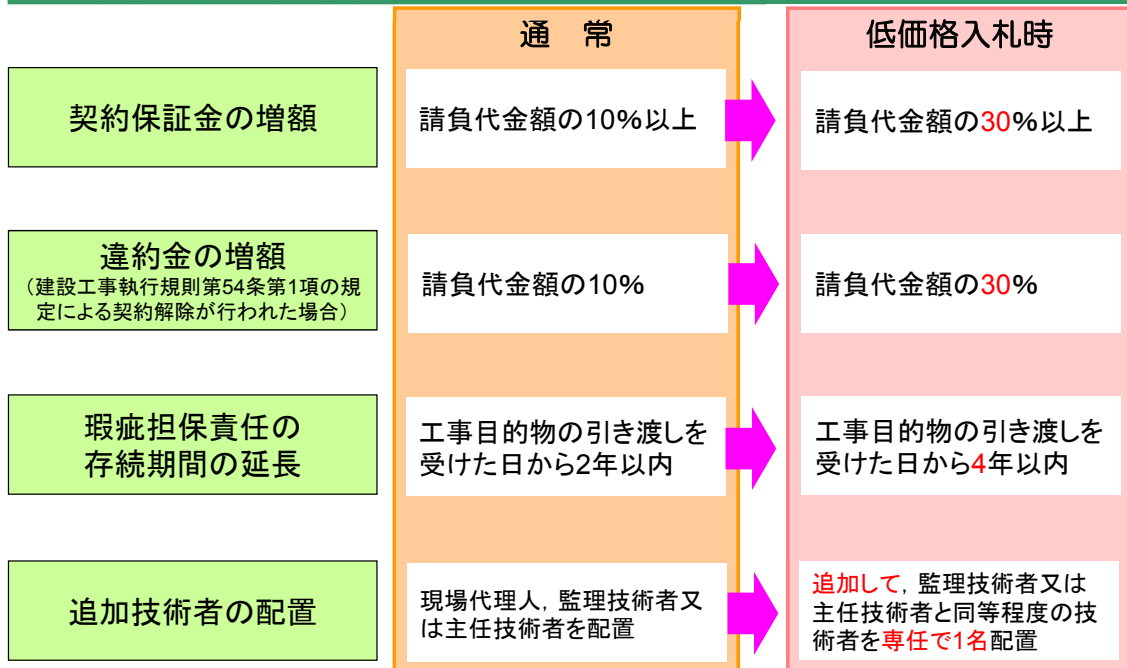
※下線部については重点調査を実施する場合に求める

21

4 低入札価格調査制度等について（4）

- ・ 低価格入札者と契約する場合、契約保証金、違約金及び瑕疵担保期間について以下に示す措置を実施します。
- ・ また、監理技術者又は主任技術者とは別に、これらと同等程度の技術者を専任で1名配置しなければなりません。

○ 低価格入札者と契約する場合の措置（要綱第10条）



4 低入札価格調査制度等について（5）

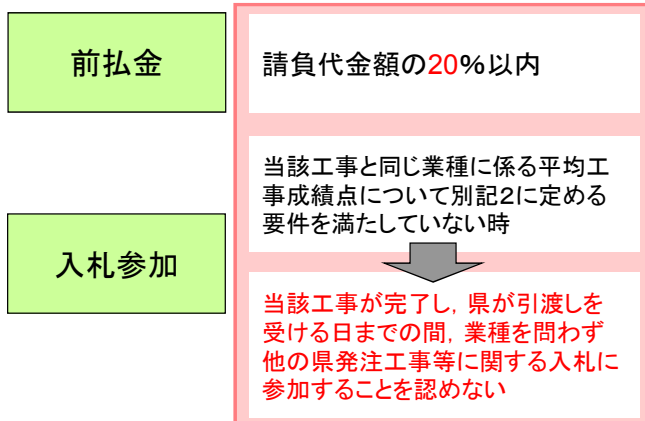
- ・ 下記に該当する低価格入札者を落札者として契約するときは、要綱第10条第1項（前頁）に掲げる措置に加えて、追加の措置を実施します。

○ 低価格入札者と契約する場合の措置（要綱第10条）

低価格入札者が次のいずれかに該当するとき

- ・ 県が積算した直接工事費を下回る価格で入札した者
- ・ 当該競争入札の改札時に低価格入札により落札した他の工事を施工中である者
- ・ 低入札価格調査の過程で特に必要があると認めたる者

追加措置



別記2

業種	平均工事成績点
土木一式工事	75点
建築一式工事	74点
とび・土工・コンクリート工事	76点
...	...

- ・ 以下の場合、地方自治法施工令第167条の10第1項に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあり、請負契約の相手方として不相当であると判断します。

○ 請負契約の相手として不相当であると認める場合（基本的判断基準）

- ・ 提出期限までに資料等の提出がない

- ・ 「適正な履行確保の基準」に掲げる要件のいずれかを満たさないことが明らかとなったとき

1 基本的判断基準

- (1) 調査に際し誠実で協力的であること。
- (2) 企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること。
- (3) 工事の手抜き、下請け（予定者）へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。
- (4) 当該低価格入札の開札日から過去2年間に県が引渡しを受けた県発注工事において、工事成績評点が65点未満の工事がないこと。
- (5) 当該低価格入札の開札日から過去2年間に、品質管理、安全管理、不適切な施工体制等又は下請業者・資材業者に対する代金の支払状況等に関し、指名除外（措置日を基準日とする。）を受けていないこと。ただし、低価格入札により受注した県発注工事に関してなされたものに限る。

24

- ・ 以下の場合、地方自治法施工令第167条の10第1項に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあり、請負契約の相手方として不相当であると認めます。

○ 請負契約の相手として不相当であると認める場合（数値的判断基準）

- ・ 「適正な履行確保の基準」に掲げる要件のいずれかを満たさないことが明らかとなったとき

2 数値的判断基準（見積書の審査基準）

- (1) 積算内訳書は、入札時に工事費内訳書の提出を求めていた場合においては、工事費内訳書に記載されている直接工事費、共通仮設費積上げ分、共通仮設費率分、現場管理費、一般管理費等及び工事費総額と相違していないこと。
- (2) 調査時に提出された積算内訳書・内訳書に対する明細書において、記載されている金額及び単価について算出根拠が明らかで、工事の品質確保・安全確保の履行がなされないおそれがある違算がないこと。
- (3) 数量は設計図書（仕様書等）に計上した設計数量（参考数量）を満足していること。
- (4) 材料・製品等は設計図書（仕様書等）に適合した品質・規格であること。
- (5) 建設副産物について、適正な処理方法、適正な処理費用が計上されていること。

- ・ 以下の場合、地方自治法施工令第167条の10第1項に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあり、請負契約の相手方として不適當であると認めます。

○ 請負契約の相手として不適當であると認める場合(数値的判断基準)

- ・ 「適正な履行確保の基準」に掲げる要件のいずれかを満たさないことが明らかとなったとき

2 数値的判断基準(見積書の審査基準)

(6) 次に掲げる要件を満たしていること(見積書に記載されるべき内容が次の条件を満たし得ないことが明らかであるときは、見積書を徴して調査するに及ばない。)

〈工事費総額での判断基準〉

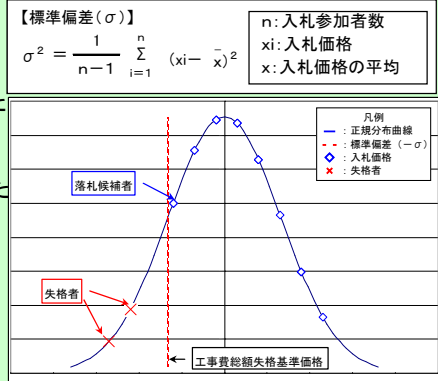
請負対象設計金額5千万円以上の工事について、入札書に記載した価格は、全入札参加者の入札書に記載した価格(以下「入札価格」という。)を基に算出し、調査基準価格を超えない範囲で定めた工事費総額失格基準価格以上であること。

・ 工事費総額失格基準価格の算出

工事費総額失格基準価格は、有効な入札価格を基に算出した平均の額から標準偏差※を引いた額に相当する額とする。

なお、有効な入札価格である入札参加者数が5者未満となった場合には、有効な入札価格の平均の額の95%に相当する額を工事費総額失格基準価格とする。

有効な入札価格とは、入札に参加する者に必要な資格として定める業種及び格付けの等級をいずれも満たす者が入札した額をいう。



- ・ 低価格入札により落札した工事について、工事中の施工体制等の確認を強化するとともに、下請・資材業者への代金の適正な支払の確認を強化しています。
- ・ また、工事完成後においても、低価格で施工可能な理由、工事総利益の実情、下請へのしわ寄せの有無などを調査し、ダンピング防止に役立っています。

○ 契約後の調査

着手

完成

施工体制等の確認

- 下請負人名簿
- 主要資材購入先名簿

下請業者等への代金の支払状況の確認

- 下請業者又は資材業者等への代金の支払状況(別記様式)の提出(毎月)

[工事完成後調査]

資料の提出

- 理由書(低価格で施工可能な理由)
- 工事費内訳調査票
- 施工体系図<比較表>
- 積算内訳書
- 内訳書に対する明細書
- 手持ち資材(主要資材)
- 資材購入先一覧(主要資材)
- 手持ち機械(主要機械)
- 労務者の確保計画
- 工種別労務者配置計画
- 建設副産物の搬出等

ヒアリングの実施

- 提出資料の根拠となる資料一式
- 施工計画書
- 工事日報<直接工事費>
- 工事打合せ簿等
- 労働者名簿、出勤簿、賃金台帳
- 材料受払い簿、入荷伝票、材料費の請求書、領収書
- 機械器具等損料の請求書、領収書<共通仮設費>
- 交通誘導員・安全施設の請求書、領収書
- イメージアップの請求書、領収書
- 技術管理費の実施記録、写真、請求書、領収書<現場管理費>
- 安全訓練等の実施記録、写真、請求書、領収書
- 現場組織図(表)、社員等の給料明細書、賃金台帳、(源泉徴収票)
- 各種保険料領収書、建退共証紙の写し<建設副産物>
- 搬出伝票、マニフェスト、建設廃棄物処理委託契約書

ご清聴ありがとうございました。

